

	納税者 (共有者含)	納税者と 同居の親族	納税管理人	借地人 借家人	納税者からの 委任状などを 持参の人
閲覧	○	○	○	○	○
縦覧	○	○	○	×	○

注以下のものが必要となります。
 ▽閲覧または縦覧の申請者は、本人確認ができるもの
 ▽同居の親族が申請するときは、納税者との関係が確認できるもの
 ▽納税者が法人の場合は、法人の代表者または受任者であることを証するもの(委任状など)
 ▽借地人や借家人は、賃貸借契約書など地上権そのほかの権利の成立および有効性を証する書類

固定資産課税台帳の閲覧、縦覧帳簿の縦覧
 納税義務者は4月1日(月)から固定資産課税台帳のうち自己の資産が記載された部分について閲覧することができます。また、借地人や借家人など自己の使用または収益の対象となる部分については閲覧することができます。備考手数料は5月31日(金)までは無料

お知らせ

固定資産課税台帳の閲覧、縦覧帳簿の縦覧

固定資産税・都市計画税
 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に、固定資産(土地・家屋償却資産)を所有している人に課税されます。市外に転出しても、市内に固定資産を所有している場合は引き続き課税対象となります。
 ただし、海外への転勤などで家族全員が国外に転出する場合には、あらかじめ納税管理人(納税義務者本人に代わり、書類の受領や提出、税金の納付、還付金の受け取りなどの納税に関する一切の手続きを行う人)を選定し、課税課まで申告してください。帰国により納税義務者本人が納税可能になった場合は、すみやかに納税管理人の取り消しを申告してください。

固定資産税・都市計画税
 ↳ 転居したとき

縦覧帳簿の縦覧
 納税義務者は4月1日(月)から5月31日(金)(土・日、祝日を除く)の期間中、市内に所有する自己の土地や家屋の価格と他の土地や家屋の価格を比較できるようにするため、縦覧帳簿を見ることが出来ます。
 時 午前9時～午後5時30分
 持 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)
 場・問 課税課資産税担当
 TEL 06・6992・1474

固定資産税の減額措置
 新築された日から10年以上を経過した住宅で、一定のバリアフリー改修工事を行った場合(貸家住宅を除く)、改修工事が完了した翌年度(1年間)について、固定資産税を3分の1減額します。
 注 減額対象の床面積は100㎡まで。
 税制改正により内容に変更が生じることがあります。詳しくは問い合わせください。
対象要件
 ▽これまでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていないこと
 ▽バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上
 ▽次のいずれかの改修工事を行っていること

固定資産税の減額措置
 ↳ 住宅バリアフリー改修工事

納税管理人の選定がない場合、納税通知書は海外まで送達することができないため、やむをえず公示送達(市役所の掲示場に一定期間公示することで、書類が送達されたものとみなされる制度)を行うことがあります。納税管理人は必ず選定するようにしてください。
 問 課税課資産税担当
 TEL 06・6992・1474

手続
 バリアフリー改修工事完了日からおおむね3カ月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し、課税課資産税担当へ提出してください。
 持 ▽納税義務者の住民票の写し(市内在住者は不要)
 ▽領収書の写しなど
 ▽工事明細書、設計書の写しなど
 ▽次のいずれかのうち該当するもの
 ①65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)
 ②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)
 ③障がい者手帳などの写し
 問 課税課資産税担当
 TEL 06・6992・1474

手続

- ① 廊下の拡幅
 - ② 階段のこう配を緩和
 - ③ 浴室改良
 - ④ 便所改良
 - ⑤ 手すりの取り付け
 - ⑥ 屋内の段差解消
 - ⑦ 出入口の戸の改良(引き戸への取りかえなど)
 - ⑧ 床の材質の改良
- ▽次のいずれかの人が居住していること
- ① 65歳以上の人
 - ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
 - ③ 障がい者手帳を交付されている人

持ち込みごみなどの予約

問 電話受付センター TEL 06-6997-7766
 4月1日より、持ち込みごみ、大型ごみ、臨時ごみ収集、動物の死体収集の電話受付業務が統合されます。

守口市子どもまつり

問 子どもまつり実行委員会事務局(コミュニティ推進課内) TEL 06-6992-1520

時 5月19日(日) 9:30~14:30
 場 大枝公園
 注 今年度は5月19日(日)の開催となります。詳細は広報もりぐち5月号に掲載します。

移動式赤ちゃんの駅

申・問 子育て支援センター TEL 06-6995-7833

市内で開催するイベントなどに、授乳用テントや折りたたみ式おむつ交換台などを「移動式赤ちゃんの駅」として無料で貸し出します。

【サイズ】
 大=奥行き180cm×幅270cm×高さ275cm
 小=奥行き180cm×幅180cm×高さ275cm
 【貸し出し条件】
 ▽市内でイベントを主催する団体
 ▽乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント など
 【貸出し期間】
 イベントの当日を含む7日以内



守口文化センター 書室の利用時間を拡大

問 生涯学習・スポーツ振興課 TEL 06-6995-3158
 問 守口文化センター TEL 06-6992-1276

利用者の皆さんの利便性を考え、4月1日より月曜日～土曜日の利用時間をこれまでの13:30開室から、10:00開室へと拡大しますので、ぜひ利用してください。
 時 10:00~21:00まで
 注 日曜日、祝日の利用時間はこれまで通り10:00~17:00(木曜日は休館)

登録施設を募集

問 子育て支援センター TEL 06-6995-7833

市では、「赤ちゃんの駅」を設置していただける市内の事業所や店舗などを募集しています。

授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録することで、子育て中の保護者が安心して外出できるように環境整備を推進しています。

登録条件
 ▽授乳ができる(必須)
 ▽おむつ交換ができるベビーベット
 またはおむつ交換台がある(必須)
 ▽外部から見えないこと(必須)
 ▽ミルク用のお湯の提供ができる など
 登録方法

協力を得られる事業所などからの登録申請が必要になります。詳しい手続き方法は、問い合わせください。

日本の伝統楽器を奏でよう

問 教育総務課 TEL 06-6995-3152

桐絃社の中島警子氏から市立学校用として市教育委員会に2面の箏を寄贈していただきました。

今年度は、首藤修一教育長からさつき学園の代表児童へ贈呈を行いました。

今後、日本の伝統楽器に触れる機会を与えるものとして、活用します。

なお、もう1面の箏は寺方南小学校に贈呈されました。

